

令和 8 年

第 1 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和8年第1回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月)午後1時30分～午後1時54分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (18名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 9番 唐 渡 義 伯
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 16番 篠 原 安 博
- 18番 十 川 昭 夫
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (1名)

- 17番 武 澤 守

5. 議事録署名委員

- 5番 糸 谷 徳 文
- 7番 坂 東 満二郎

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第1回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

皆様、こんにちは。改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、輝かしい新年をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。本日は、年始のお忙しい中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。まだまだ寒い日が続いておりますが、体調管理には十分お気を付けいただき、お仕事や委員活動にご精励くださいますようお願い申し上げます。それでは、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます、総会に移らせていただきます。着座にて進行させていただきます。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、18名で定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、5 番糸谷委員、7 番坂東委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第 1 号から第 5 号までの 5 議案となっております。また、報告事項につきましては、第 1 号から第 2 号までの 2 件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は 8 件です。内訳としまして売買が 7 件、贈与が 1 件です。すみませんが着座にて説明させていただきます。

それでは案件番号 1、地図は、1 ページから 2 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 804 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と世帯員が農作業に従事し、水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 2、地図は 3 ページから 4 ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 3,553 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻、父が農作業に従事し、水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 3、地図は 5 ページから 8 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑及び田 面積は併せて 2,968 m² 契約内容は売買となっております。譲受人は地域おこし協力隊として養蜂農家での技術承継で第 1 次産業に従事されています。地域おこし協力隊の活動期間は令和 8 年 3 月末までとなっておりますが、引き続き阿波市に定住し第 1 次産業に従事していく予定となっております。このたび、土地の管理に苦慮していた所有者と話がまと

まり今回の申請に至りました。譲受人と夫が農作業に従事し、主に水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 4、地図は 9 ページから 11 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて 2,437 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 5、地図は、12 ページから 13 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 205 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事し、水稻を作付予定です。

続きまして、案件番号 6 地図は、14 ページから 15 ページをご参照ください。地目は田 面積は 958 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と父で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 7、地図は 16 ページから 17 ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 1,405 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われま。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番・2 番を 1 8 番十川委員にお願いします。

○ 1 8 番 (十川委員) 1 8 番十川です。1 番の案件ですが譲受人は申請地の南側に住んでおり、水稻の面積を増やす考えでいたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。特に問題ないと思います。2 番は、譲渡人は市外に住んでおり、もともと兄弟で耕作していましたが、農地を手放したいことで、相談がありました。そして今回農地を広げたい譲受人と話がまとまり、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 3 番・4 番・5 番を 1 6 番篠原委員にお願いします。

○ 1 6 番 (篠原委員) 1 6 番篠原です。3 番につきましては、事務局の説明であ

りましたとおり、県外出身の地域協力隊の方が市内で研修し永住のため住居も確保し、これから農業がしたいということで県外の譲渡人の方と丁度話がまとまった状況です。4番につきましては、3年前から譲受人が耕作しており、売買という話がまとまりました。5番につきましては、過去何件か案件があり、一部残っておりました部分を最終的に贈与という形です。3件については、現地確認しいずれも問題ないと判断しました。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を10番天満委員に願います。

○10番（天満委員）10番天満です。6番につきましては、現場確認し譲渡人にも聞き取りをしました。先ほどの事務局説明の通りで、問題ないと思いますのでよろしく願います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要につきましては、事務局の説明通りで、24日に現地調査をしたところ、申請地は管理できており、譲渡人は高齢で耕作ができず後継者もいないため売却したいところ、譲受人は数年前からこの土地を耕作しており引き続き水稻を作付けしていくので問題ないと思います。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

番号1 申請地の所在は、●●● 地目は、田 面積は、697㎡の内2.08㎡ 転用目的は、「営農型太陽光発電施設一時転用更新 3年間」です。地図資料18ページを合わせてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立大俣小学校」から西へ約700mに位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地です。本申請は、令和5年1月20日に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者、及び実際に営農する者は、土地所有者でもある●●●が実施しています。栽培作物は、「クサソテツ」を作付しています。「クサソテツ」の若い芽は、山菜で、「コゴミ」という言い方が馴染みがあると思います。太陽光発電設備下部での「クサソテツ」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である徳島県立農林水産総合技術センターの●●●から添えられております。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2.95mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われまます。収量についてですが、「クサソテツ」の地域単収は、阿部清氏の著書の「新特産シリーズクサソテツ」などの資料の平均から、10アール当たり530kgとしました。今回のパネル下部での単収見込は、6年目で10アール当たり424kg、地域単収に対し、80%の収穫を予定しております。実績としては令和3年度は、1%程度の収穫量ですが、令和6年度では35%です。当初の計画どおり推移しており定植も終わったことから今後も収穫量の増加が見込まれます。営農については、申請地で育てたクサソテツの根株を掘り出し、その根株を別の場所にあるハウス内で伏せこんで、そこから出た若い芽（いわゆるコゴミ）を収穫し、出荷するという流れになり、申請地は、根株を育てる圃場となりますので、苗床に近いイメージです。今回の申請地については、南側と西側にビニールハウスがあり営農型太陽光発電の実務用Q&Aにあります太陽光発電施設下部とそれ以外の部分とで明確に区分できる場合に該当す

と思われる、下部農地としては太陽光パネル直下のみとしています。次に、労働力についてですが、営農者1名で営農を行っています。申請者は環境保全型農業に力をいれており有機、無農薬で栽培管理を行っています。太陽光パネル直下以外の申請地では自家消費用の露地野菜や試験的にアボカドを育てております。いつかアボカドを商品として売り出せればと話されていました。クサソテツの出荷先についてですが、「すきとく市」へ出荷しています。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われまます。令和2年1月20日に許可を受けて以降、基準単収の確保は出来ていませんが、ほぼ当初の計画どおりに推移し、収穫量の増加も見込まれることから一時転用の更新も問題がないと思われまます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を13番大村委員にお願いします。

○13番(大村委員)13番大村です。農業と発電を同時に行い二重収入と言われるソーラー施設の2回目の更新です。太陽光パネルの下では、クサソテツを栽培し、すきとく市に出荷しています。消毒及び肥料は与えず、ただ株分けをして植えるだけです。今まで同様に続けていくことで何ら問題ありませんのでよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めまます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 面積は、231㎡ 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の20ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「徳島県立吉野川高等学校土成農場」から北へ約200mに位置する農地で、農業公共投資の対象であることから、第1種農地と認められ、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は現在実家暮らしですが、子供も増え手狭になってきたため住宅を建てたいと考えていたところ、祖父母が所有している実家付近の土地を使用貸借することで話がまとまり、この度の申請にいたりました。土地の造成等については、10cm程度盛土後転圧する計画であり、周囲には既存壁があるため土砂の流出はないものと思われます。給水については北側市道にある水道本管より引き込むことで業務課と協議済みです。雨水は西側の水路、生活排水については浄化槽を経由後西側にある管理水路へ放流することで、水路管理者の地元水利組合と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。貸出人が家を建てる孫に貸す申請です。以前は家の西側に建てる予定でいたところ、水稻をすることになり、今回家庭菜園をしていた土地に平屋を建てることになりました。あとは事務局説明の通りなので問題ないと思ひます。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はござひませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年1月20日付け阿農振第981号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第1号」をご覧ください。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、36件 89筆 総面積88,282.00㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、14筆 17,121.00㎡。使用貸借が、4筆 3,917.00㎡。次に、新規で賃貸借が、60筆 57,880.00㎡。使用貸借が、11筆 9,364.00㎡。なお、解約者につきましては、6ページをご覧ください。10件 23筆 20,202.00㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願ひいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、昨年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありません

か。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 4ページをお開きください。今月は、2件5筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、2件5筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、5ページから6ページまでとなります。今月は、6件14筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸貸借の解約が、3件10筆、残存小作による解約が3件4筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なしの声」あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第1回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和8年2月25日(水曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

(終了時間 午後1時54分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員